現 場 説 明 書

＜建築設計委託＞

（令和　８・９　年度）

委託業務名称　岡山市立富山中学校校舎棟ほか長寿命化予防改修の建築設計業務委託

岡山市都市整備局住宅･建築部 公共建築課

１．設計図書の優先順位

１ 質問回答書
２ 現場説明書
３ 岡山市建築設計業務委託仕様書（別冊の図面を含む。）
４ 岡山市建築設計業務委託要領
５ 建築設計業務委託数量総括表

２．業務履行期間

契約の日から令和９年６月１１日まで

（特記事項）

☑実施設計基本案を令和９年２月２６日までに作成・提出し、監督員の承諾を受けること。

☑概算工事費を令和９年２月２６日までに算定・提出し、監督員の承諾を受けること。

☑概略工事工程表（当初）を令和９年２月２６日までに作成・提出し監督員の承諾を受けること。また、概略工事工程表（最終）を令和９年５月１８日までに作成・提出し、監督員の承諾を受けること。

□計画通知を令和〇年〇月〇日までに提出すること。

☑成果物を令和９年５月１８日までに作成・提出し、完了確認を受けること。
~~また成果物提出の際「躯体積算チェックリスト」に沿って、数量積算書の内容説明を行うこと。~~

□解体工事に係る業務は、令和〇年〇月〇日までに完了し提出すること。

３．業務委託料の支払

前金払の有無　☑有
部分払の有無　□有　☑無（残金 業務完了後払）

４．契約保証

公告記載のとおり（契約保証金）

５．質疑回答

公告記載のとおり（※様式は問いません。）

６．業務委託料の変更処置について

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、業務委託の条件や内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を適切に算定し、契約変更を行う。
ただし、条件や内容の追加又は変更が軽微な場合は契約変更の対象としない。

(2) 当該設計内容に基づく業務遂行の結果として算出された延べ面積と、業務委託料の積算の基とした延べ面積に著しい差異が生じた場合の変更については協議による。

(3) 契約変更を行う場合、契約変更後の業務委託料は、変更後の市設計金額に請負率を乗じて算定する。

変更後業務委託料＝{変更後設計金額（税抜）×$\frac{\text{当初委託料（税込）}}{\text{当初設計金額（税込）}}$}×(1+消費税率)

※上記算定式で括弧内計算の結果、10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

７．貸与資料

建築設計業務委託契約書第17条に定める貸与資料は、下表のとおり。

資　料　名	媒　体	数　量	備　考
仮称 岡山市立富山中学校新築工事(昭和60･61年度)	CD-R	１式	TIF
岡山市立富山中学校校舎棟長寿命化予防改修工事(令和6･7年度)（Ｉ期）	CD-R	１式	JWW
複合単価等(RIBC)	CD-R	1枚	建築工事積算マニュアル(最新版)共

引渡時期：業務委託契約締結後

引渡場所：都市整備局住宅・建築部公共建築課